平成２２年（フ）第２５１号
佐賀県鹿島市古枝甲956番地２　サンコーポラス古枝１―105号
債務者　大良　吉生
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４６号
埼玉県川越市上戸新町27番地14
債務者　田中　葉子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７５２号
広島市安佐南区長束西１丁目３番21―６―105号　ウエスト長束
債務者　布施由美子（旧姓宗田）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３号
岩手県一関市萩荘字川崎94番地　アークハウス沢109、前住所岩手県一関市中里字照井28番地２
債務者　佐藤　美智（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９号
秋田県湯沢市西新町６番１号　湯城コーポ１―２
債務者　齊藤　信子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４９８号
岡山県倉敷市中島27番地１　モデルノブローテB201
債務者　寺内　吉隆
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
鹿児島県姶良市平松5481番地２
債務者　入佐八代子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2614番地３　アネックス21中野104
債務者　福地　藤子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２２号
岐阜県不破郡垂井町大滝480番地
債務者　青木　誠次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３号
大阪府池田市姫室町12番11号
債務者　青木　菜々
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９号
岐阜県大垣市牧野町２丁目150番地１　養老華園
債務者　冨田　孝一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６号
和歌山県田辺市上の山２丁目17番76―202号
債務者　吉岡多代子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２２７号
山口県宇部市大字東岐波5545番地13
債務者　八木　克己
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４２０号
名古屋市中村区太閤通３丁目34番地の３
破産者　有限会社花井デザイン企画
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１号
三重県四日市市尾平町3026番地２、前住所三重県四日市市尾平町2482番地14
破産者　大戸　　守
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
栃木県矢板市片岡1913番地25
破産者　株式会社片山造園土木
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４５号
岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘１丁目１番地33
破産者　石原　直美
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部